

藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について
藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市食品衛生法の施行に関する条例（平成17年藤沢市条例第31号）の一部
を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第2条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第1条
の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第2条 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備の基
準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理化学検査室，微生物検査室，事務室等を設けること。
 - (2) 純水装置，定温乾燥機，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，
分光光度計，高圧滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽そ
の他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の
基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令が制定され、食品衛生法施行令が改正されたことに伴い、本市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について新たに本市の条例において定める必要による。